

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年1月22日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：3 国名：バングラデシュ 担当：南アジア部
案件名：母子保健改善事業（保健・人口・栄養セクター開発プログラム）（フェーズ2）準備調査
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2014年3月下旬～2015年2月下旬

2 参加要件

海外における保健分野に係る調査業務経験および円借款事業の案件形成に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年2月5日から2014年2月7日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年2月5日から2014年2月10日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2014年2月21日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：3月上旬

(5) 契約交渉：3月上旬～3月中旬

5 業務の目的

バングラデシュの保健医療セクターに関して、これまで、感染症対策分野においては予防接種、結核対策を中心に大きな改善が見られ、母子保健分野においては乳児死亡率(1990年:92 2011年:43出生千対)、5歳未満児死亡率(1990年:146 2011年:53出生千対)、妊産婦死亡率(1990年:574 2010年:194出生10万対)の減少といった成果が見られているが、国連ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けては一層の改善努力が求められ、MDGs以降のポスト2015やユニバーサルヘルスカバレッジ(UHC)に係る議論もバングラデシュ国内で活性化している。MDGsの達成に向けては、とりわけ、熟練介助者による出産介助率の低迷、高い自宅分娩率、栄養不良、貧困層の母子保健サービス利用率の低迷等は依然として大きな課題である。熟練介助者による出産介助率は31.7%(2011年)と南アジア地域の中でも低い状況にあり、特に最貧困層における母子保健サービスのカバー率が低い。低身長児の割合は減少傾向にあるが、低体重児の割合減少の進捗は遅く、栄養面でも更なる改善が必要である。これらの指標改善のためには、保健・栄養・人口に関するサービスの改善と意識向上等による利用の促進が必要とされている。

また、保健医療サービスの改善のためには、地域レベルから高次医療機関までの一貫した保健システムの強化(施設整備、人材、物資、予算、情報等の適切な配分と管理)も課題である。特に看護師等の医療人材は質、量ともに不足しており大きな課題となっている。保健省の監督の役割・能力強化、保健人材の適切な育成と配置、地域のニーズに基づいた計画策定と予算配分システムの強化、レファラルシステムの強化などの取り組みを一層推進していく必要がある。

バングラデシュ政府は、これらの課題に対処するため、保健医療セクターの包括的な開発計画として「保健・人口・栄養セクター開発プログラム」(Health, Population and Nutrition Sector Development Program、以下「HPNSDP」)(2011年7月～2016年6月)を策定している。HPNSDPでは、妊産婦・乳幼児死亡率低下、感染症蔓延の抑制、栄養不足の改善及び人口抑制などを優先課題と定め、セクターワイドアプローチによる援助協調枠組みに基づくドナーの支援を得ながら、全国での保健医療水準の底上げに取り組んでいる。

JICAも、本枠組みの下で、他ドナーと連携してHPNSDPの実施を支援している。特に、母子保健および保健システム強化の観点から、技術協力を継続して実施するとともに、2012年からは、技術協力の成果をより広く普及するために、円借款「母子保健改善事業(保健・人口・栄養セクター開発プログラム)(フェーズ1)」(以下、「円借款事業(フェーズ1)」)による資金協力も併せて実施している。実施中の円借款事業(フェーズ1)は、HPNSDPにおける当初3年間の資金需要に対応した支援として供与しており、現状、順調に進捗していることから、HPNSDPの残り2年間の期間およびそれ以降の資金需要に対応するため、フェーズ2となる円借款事業の実施を検討することとなった。

本協力準備調査は、実施中の円借款事業の後続案件となる円借款事業について、事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

バングラデシュ全国

(2) 相手国関係機関

バングラデシュ国保健家族福祉省

(3) 業務内容

- ア バングラデシュ保健医療分野に関する既存資料の収集・分析
- イ 保健医療分野におけるバングラデシュ政府の方針、政策に関する情報の収集・分析
- ウ HPNSDPの最新計画、活動進捗状況、ディスパース進捗状況、各ドナーの支援状況、資金ギャップ、実施上の課題についての情報収集・分析
- エ Operational Plan(活動計画の単位)ごとの活動計画の確認
- オ バングラデシュの母子保健にかかる現状および課題の整理・分析
- カ バングラデシュの保健医療施設および機材の現状の整理・分析
- キ 過去および実施中の我が国の保健分野の施設整備および機材供与に関する資金協力(無償資金協力、円借款)にかかる成果・バングラデシュ側の評価の確認
- ク 本邦技術を活用した支援の可能性の調査・検討
- ケ 技術協力との連携可能性の検討
- コ 施設整備、機材供与、研修それぞれにかかる候補事業のリストアップ
- サ 施設整備、機材供与、研修それぞれにかかる対象選定クライテリアの検討および対象の選定
- シ 施設・機材計画の策定
- ス 重要な環境社会影響項目の予測・評価および緩和策、モニタリング計画案の作成
- セ 住民移転、用地取得の有無の確認および簡易住民移転計画の作成支援
- ソ 事業実施スケジュールの検討
- タ 概略事業費の積算
- チ 事業実施・運営維持管理体制の検討
- ツ 事業効果の確認
- テ コンサルタントTOR案の作成
- ト 本事業の調達方法を含む実施方法の策定
- ナ 追加的な技術協力(円借款付帯プロジェクト等)の必要性の検討および実施計画案の策定
- ニ バングラデシュ側が主催する技術説明会への支援
- ヌ 日本国内の医療機材活用現場の視察等を目的とするカウンターパートの本邦招聘

7 成果品等

- (1) インセプションレポート(2014年3月下旬)
- (2) プロGRESSレポート(2014年6月下旬)
- (3) インテリムレポート(2014年9月中旬)
- (4) ドラフトファイナルレポート(2014年11月中旬)
- (5) ファイナルレポート(2015年2月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括/保健医療サービス(評価対象予定者)
- 2) 母子保健/事業計画(評価対象予定者)
- 3) 保健医療人材育成・研修
- 4) 病院管理
- 5) 医療施設・設備計画
- 6) 医療機材(評価対象予定者・対象国経験・語学力評価せず)
- 7) 経済・財務分析
- 8) 環境社会配慮

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注: 本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。